

# 大分県報

令和三年  
号外（四〇）  
四月一日

（木曜日）

## 目次

### 教育委員会規則

大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正……………一  
大分県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則等の一部改正……………三

### 教育委員会訓令甲

大分県教育委員会公印規程の一部改正……………六  
大分県教育庁等事務決裁規程の一部改正……………七  
大分県教育委員会電子署名規程の一部改正……………八  
大分県教育委員会文書管理規程の一部改正……………八  
大分県教育委員会職員服務規程の一部改正……………九  
大分県教育委員会の宿直勤務及び日直勤務に関する規程の一部改正……………九  
大分県立学校職員服務規程の一部改正……………一〇  
大分県立学校事務決裁規程の一部改正……………一〇

### 教育長訓令甲

大分県教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部改正……………一一

## ○教育委員会規則

大分県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年四月一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第五号

大分県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則

令和三年四月一日

（大分県教育委員会行政組織規則の一部改正）  
第一条 大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 職制（第十七条―第二十九条）」を  
「第三節 高等特別支援学校開校準備室の組織（第十六条の二・第十六条の三）  
第四節 職制（第十七条―第二十九条）」に改める。

第三条の見出し中「及び教育事務所」を「、教育事務所及び高等特別支援学校開校準備室」に改め、同条中「及び」を「並びに」に改め、「教育事務所」の下に「及び高等特別支援学校開校準備室」を加える。

第四条の見出し中「所」の下に「、室」を加え、同条第一項の表の教育財務課の項中「、情報化推進班」を削り、同表の特別支援教育課の項中「、高等特別支援学校開校準備班」を削り、同条第二項中「課に、」の下に「それぞれ」を、「掲げる所」及び「、所」の下に「又は室」を、「ため、」の下に「それぞれ」を加え、同項の表中

「

所	名	を	「 <table border="1"><tr><td>所又は室名</td></tr></table> 」	所又は室名
所又は室名				

」に改め、同表の義務教育課の項の前に次のように加える。

教育改革・企画課

教育デジタル改革室

教育デジタル改革班

第五条第二十四号中「及び所」を「、所及び室」に改め、「教育事務所」の下に「、高等特別支援学校開校準備室」を加え、同条第二十六号中「及び所」を「、所及び室」に改め、同条第二十九号中「及び所」を「、所及び室」に改め、同条第三十号とし、同条第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九 教育デジタル改革室の庶務に関すること。

第六条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

第八条第一号、第二号及び第七号中「及び所」を「、所及び室」に改め、同条第十号中「及び幼児教育センター」を「、幼児教育センター及び高等特別支援学校開校準備室」に改める。

第八条の第二十九号中「及び所」を「、所及び室」に改め、同条第十号を次のように改める。

十 高等特別支援学校開校準備室に関すること。

第九条第一号及び第二号中「他の課」の下に「及び室」を加え、同条第四号中「及び所」を「、所及び室」に改める。

大分県報号外（教育委規則）

第十一条第四号中「公益社団法人大分県人権教育研究協議会」を「公益社団法人大分県人権・部落差別解消教育研究協議会」に改める。

第十一条の四第十三号中「公益財団法人大分県体育協会」を「公益財団法人大分県スポーツ協会」に改める。

第十一条の五を第十一条の六とし、第十一条の四の次に次の一条を加える。

（教育デジタル改革室の分掌事務）

第十一条の五 教育デジタル改革室においては、次の事務をつかさどる。

- 一 教育のデジタル化の推進に係る総合企画及び連絡調整に関すること。
- 二 先端技術やデジタル教材等の普及・活用に関すること。
- 三 教育庁及び教育機関（学校を除く。）の職員の教育のデジタル化に係る研修に関すること。
- 四 教育庁及び教育機関における情報通信技術の活用のための環境の整備に関すること。

五 その他教育庁及び教育機関のデジタル化の推進に関すること。

第十二条（見出しを含む。）中「及び所」を「、所及び室」に改める。

第二章第三節を同章第四節とし、同章第二節の次に次の一節を加える。

第三節 高等特別支援学校開校準備室の組織

（名称及び位置）

第十六条の二 高等特別支援学校開校準備室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
教育庁高等特別支援学校開校準備室	大分市

（高等特別支援学校開校準備室の事務）

第十六条の三 高等特別支援学校開校準備室においては、次に掲げる事務を処理する。

- 一 公印の管守に関すること。
  - 二 文書の收受、発送及び保存に関すること。
  - 三 職員 の 身分、 服務、 研修 及び 福利 厚生 に関 する こと。
  - 四 大分市に新設する高等特別支援学校の開校準備に関すること。
- 第十八条の表以外の部分中「所」の下に「、室」を加え、同条の表中

「課、所又は班名」を「課、所、室又は班名」に改め、同表の所長の項

の次に次のように加える。

室長	教育デジタル改革室	上司の名を受け、室の事務を掌理する。
----	-----------	--------------------

第十八条の表の法務調整監の項を削り、同表の参事の項中「所」の下に「、室」を加え、同表の参事（総括）の項中「課」の下に「、室」を加え、同表の課長補佐の項の次に次のように加える。

室長補佐 （総括）	必要な班	上司の命を受け、班の事務を処理するとともに、班の事務を総括、調整する。
室長補佐	必要な室又は班	上司の命を受け、室又は班の事務を処理する。

第十八条の表の主幹の項中「所」の下に「、室」を加え、同項の次に次のように加える。

上席主幹学芸員	文化課	上司の命を受け、美術品等の調査、研究その他これと関連する特に高度な専門的事務を処理する。
---------	-----	--

第十八条の表の主任社会教育主事の項、社会教育主事の項、副主幹の項、主査の項、社会教育主事補の項及び専門員の項中「所」の下に「、室」を加える。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（室長）

第二十一条の二 高等特別支援学校開校準備室に室長を置く。

2 室長は、教育長の命を受け、高等特別支援学校開校準備室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第二十四条に次の一項を加える。

2 第二十一条の二に規定するものを除き、高等特別支援学校開校準備室に室長補佐、主幹及び主査を置き、その職務は、上司の命を受け、室の事務を処理することとする。

第二十七条第一項中「課長補佐」の下に「、室長補佐」を加える。

第二十八条中「及び所並びに」を「、所及び室、」に改め、「教育事務所」の下に「並びに高等特別支援学校開校準備室」を加える。

（大分県教育功労者表彰規則の一部改正）

第二条 大分県教育功労者表彰規則（昭和二十九年大分県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「及び所長」を「、所長及び室長」に改める。

(大分県教育センター管理規則の一部改正)

**第三条** 大分県教育センター管理規則(昭和四十五年大分県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の教科研修部の項中「教科研修部」を「教科研修・ICT推進部」に改め、「情報教育担当」を削る。

第三条中「教科研修部」を「教科研修・ICT推進部」に改める。

第四条第九項中「・所」の下に「・室」を加える。

(大分県立歴史博物館管理規則の一部改正)

**第四条** 大分県立歴史博物館管理規則(昭和五十六年大分県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第十九号を第二十一号とし、第七号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七 上 席 主 幹 学 芸 員

八 上 席 主 幹 研 究 員

第六条中第二十一項を第二十三項とし、第九項から第二十項までを二項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の二項を加える。

9 上 席 主 幹 学 芸 員 は、上 司 の 命 を 受 け、歴 史 資 料 等 の 収 集、保 管、展 示 そ の 他 こ れ と 関 連 す る 特 に 高 度 な 専 門 的 事 務 を 処 理 す る。

10 上 席 主 幹 研 究 員 は、上 司 の 命 を 受 け、歴 史 資 料 等 の 調 査、研 究、修 復 そ の 他 の 保 存 に 関 す る 特 に 高 度 な 事 務 を 処 理 す る。

(大分県立先哲史料館管理規則の一部改正)

**第五条** 大分県立先哲史料館管理規則(平成七年大分県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 上 席 主 幹 研 究 員

第三条中第十三項を第十四項とし、第六項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 上 席 主 幹 研 究 員 は、上 司 の 命 を 受 け、先 哲 史 料 等 の 収 集 保 管、展 示 及 び 調 査 研 究 そ の 他 こ れ と 関 連 す る 特 に 高 度 な 専 門 的 事 務 を 処 理 す る。

(大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員管理に関する規則の一部改正)

**第六条** 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員管理に関する規則(令和二年大

分県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び所長」を「、所長及び室長」に改め、「各教育事務所長」の下に「、高等特別支援学校開校準備室長」を加える。

第三十四条第二項の表の第二項の項中「及び所長」を「、所長及び室長」に改め、「各教育事務所長」の下に「、高等特別支援学校開校準備室長」を加え、同表の第三条第二項各号列記以外の部分の項中「及び所長」を「、所長及び室長」に改める。

(大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員管理に関する規則の一部改正)

**第七条** 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員管理に関する規則(令和二年大分県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び所長」を「、所長及び室長」に改め、「各教育事務所長」の下に「、高等特別支援学校開校準備室長」を加える。

第十七条第二項の表の第二項の項中「及び所長」を「、所長及び室長」に改め、「各教育事務所長」の下に「、高等特別支援学校開校準備室長」を加え、同表の第三条第二項各号列記以外の部分の項中「第三条第二項」を「第三条第一項」に、「及び所長」を「、所長及び室長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正)

2 大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則(平成十三年大分県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「教育事務所」の下に「、高等特別支援学校開校準備室」を加える。

大分県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

大 分 県 教 育 委 員 会

大分県教育委員会規則第六号

大分県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則等の一部を改正する規則

(大分県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則の一部改正)

**第一条** 大分県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則

（平成十六年大分県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「㉔」を削る。

**第二条** 大分県教育委員会が保有する個人情報保護等に関する規則の一部改正

（大分県教育委員会が保有する個人情報保護等に関する規則（平成十四年大分県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

「住所」 「郵便番号

第二号様式中 「住所」を「住所」に、「代表者の氏名及び代表者の印」を「及び代表者の氏名」氏名」氏名」

氏名」氏名」

及び代表者の氏名」に改める。

「住所」 「郵便番号

第二号様式の二中 「住所」を「住所」に、「代表者の氏名及び代表者の印」を「及び代表者の氏名」氏名」氏名」

氏名」氏名」

「及び代表者の氏名」に改め、「□法人である代理人にあつては、法人印鑑証明書」を削る。

「住所」 「郵便番号

第十号様式中 「住所」を「住所」に、「代表者の氏名及び代表者印」を「及び代表者の氏名」氏名」氏名」

氏名」氏名」

代表者の氏名」に改める。

「住所」 「郵便番号

第十号様式の二中 「住所」を「住所」に、「代表者の氏名及び代表者の印」を「及び代表者の氏名」氏名」氏名」

氏名」氏名」

「及び代表者の氏名」に改め、「□法人である代理人にあつては、法人印鑑証明書」を削る。

「住所」 「郵便番号

第十四号様式中 「住所」を「住所」に、「代表者の氏名及び代表者印」を「及び代表者の氏名」氏名」氏名」

氏名」氏名」

及び代表者の氏名」に改める。

「住所」 「郵便番号

第十四号様式の二中 「住所」を「住所」に、「代表者の氏名及び代表者の印」を「及び代表者の氏名」氏名」氏名」

氏名」氏名」

「及び代表者の氏名」に改め、「□法人である代理人にあつては、法人印鑑証明書」を削る。

削る。

**第三条** 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正

（大分県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第八項中「署名押印した」を「署名した」に改める。

第一号様式、第二号様式（表）、同様式（裏）、第六号様式及び第十号様式中「㉔」を削る。

**第四条** 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正

（大分県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第七項中「署名押印した」を「署名した」に改める。

第一号様式（その一）、第二号様式（その一）（表）、同様式（裏）、第二号様式（その二）、第六号様式及び第十号様式中「㉔」を削る。

**第五条** 教育職員免許状に関する規則の一部改正

（教育職員免許状に関する規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㉔」を削り、「氏名」を「氏名（田署名）」に改め、備考を削る。

第二号様式中「㉔」を削り、備考を次のように改める。

備考 記載要領は、裏面の「記載上の注意」を参照のこと。

第五号様式中「㉔」及び備考を削る。

第六号様式中「㉔」を削る。

第十二号様式の二中「㉔」を削る。

第十三号様式中「印」を削る。

第十五号様式中「㉔」及び備考を削る。

**第六条** 教育職員免許状の更新等に関する規則の一部改正

（教育職員免許状の更新等に関する規則（平成二十一年大分県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式、第二号様式、第四号様式、第六号様式、第七号様式、第八号様式及び第十号様式中「氏名 印」を「氏名」に改め、「※氏名を記載し、押印することに代えて、田署名することができる。」を削る。

（産業教育手当支給規則の一部改正）

**第七条** 産業教育手当支給規則（昭和三十三年大分県教育委員会規則第四号）の一部を次の

ように改正する。

様式第一号中

校	長			
		教	頭	
				事
				務
				長

を削る。

(大分県立特別支援学校学則の一部改正)

第八条 大分県立特別支援学校学則(昭和四十二年大分県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第七号様式に注として次のように加える。

注 氏名を記載し、押印することによって、印することができる。

第八号様式中「㉔」を削る。

第八号様式の二及び第八号様式の三中「㉔」及び注を削る。

第九号様式から第十二号様式までの規定中「㉔」を削る。

(大分県立高等学校学則の一部改正)

第九条 大分県立高等学校学則(昭和四十二年大分県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第七号様式に注として次のように加える。

注 氏名を記載し、押印することによって、印するすることができる。

第八号様式中「㉔」を削る。

第八号様式の二及び第八号様式の三中「㉔」及び注を削る。

第九号様式から第十二号様式までの規定中「㉔」を削る。

(技能教育施設の指定の申請手続等に関する規則の一部改正)

第十条 技能教育施設の指定の申請手続等に関する規則(平成十三年大分県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㉔」を削り、同様式の注中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第三号様式中「㉔」を削り、同様式の注中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

第四号様式中「㉔」及び注を削る。

(大分県立中学校学則の一部改正)

第十一条 大分県立中学校学則(平成十八年大分県教育委員会規則第十五号)の一部を次の

ように改正する。

第二号様式に注として次のように加える。

注 氏名を記載し、押印することによって、印することができる。

第三号様式及び第四号様式中「㉔」を削る。

(大分県社会教育主事資格認定規則の一部改正)

第十二条 大分県社会教育主事資格認定規則(昭和三十五年大分県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㉔」及び注を削る。

(博物館の登録に関する規則の一部改正)

第十三条 博物館の登録に関する規則(昭和五十二年大分県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「㉔」を削る。

(大分県文化財保護条例施行規則の一部改正)

第十四条 大分県文化財保護条例施行規則(昭和五十一年大分県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㉔」を削る。

(大分県埋蔵文化財取扱規則の一部改正)

第十五条 大分県埋蔵文化財取扱規則(平成十二年大分県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中

年	月	日	起案	起案者	職氏名
					㉔

を削り、

(命令機関)		(出納機関)	
文化課長	課	員	管理予算班 (総括)

を





援学校の開校準備に関する事務 二 教育課程の編成に関すること。 三 制服や校歌などの学校生活基本構想を策定すること。 四 学校内規の作成に関すること。 五 地域や関係校に協力を依頼すること。 六 学校説明会の実施に関すること。	と。 と。 と。 と。 と。 と。	室長 室長 室長 室長 室長 室長
--	----------------------------------	----------------------------------

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第五号

大分県教育委員会電子署名規程(平成十五年大分県教育委員会訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

令和三年四月一日

教育委員会  
教育機関

大分県教育委員会

第二条第四号中「規定する課長」の下に「、所長及び室長」を加え、同条第八号中「符合」を「符号」に改める。

附則第三項中「各課長」の下に「(所長及び室長を除く。)」を加える。

別表の課長の項中「各課長」の下に「(職に係る電子署名の名義が所長又は室長の場合にあつては、当該所又は室の庶務を担当する課長)」を加える。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第六号

教育庁  
教育機関

大分県教育委員会文書管理規程(平成二十一年大分県教育委員会訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。

令和三年四月一日

大分県教育委員会

目次中「第七十二条の二」を「第七十二条の三」に改める。

第一条中「及び教育事務所」を「、教育事務所及び高等特別支援学校開校準備室」に改める。

第二条第四号中「すべて」を「全て」に改め、同条第九号中「及び所」を「、所及び室」に改め、「教育事務所」の下に「、組織規則第十六条の二に規定する高等特別支援学校開校準備室」を加え、同条第十一号中「及び所長、」を「、所長及び室長、」に改め、「規定する所長」の下に「、組織規則第二十一条の二に規定する室長」を加え、同条第十二号中「課長補佐(総括)」の下に「、室長補佐(総括)」を加える。

第七条第三項中「各教育事務所」の下に「、高等特別支援学校開校準備室」を加える。

第二十二号第一号中「あて名」を「宛名」に、「かかわる」を「関わる」に改める。

第二十三号第一項第一号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第二十五号第一項中「各教育事務所」の下に「、高等特別支援学校開校準備室」を加え、同項第一号中「名あて人」を「名宛人」に、「所屬長あて」を「所屬長宛て」に改め、同項第二号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第二十九号第二項中「回付確認のための押印欄」を「回付確認欄」に改める。

第三十七号第一項中「あて名」を「宛名」に改める。

第三十九号中「教育長あて」を「教育庁宛て」に、「あて名」を「宛名」に改める。

第六十一条中「あて先」を「宛先」に改める。

第六十二条ただし書中「県の機関に対して施行する文書(許可、認可等の処分に関する文書その他特に重要な文書を除く。）」及び県の機関以外のものに対して施行する軽易な文書」を「許可、認可等の処分に関する文書その他特に重要な文書以外のもの」に改める。

第六十四号第一号中「あて先」を「宛先」に、「あてて」を「宛てて」に改める。

第六十五号第一項第一号中「あて先」を「宛先」に改める。

第六十九号中「総合行政ネットワーク」の下に「、電子申請システム(第七十二条の二に規定する電子申請システムをいう。以下この条において同じ。）」その他の業務システムを加え、「第七十二条の二第一項」を「第七十二条の三第一項」に改め、同条ただし書中「電子メール」の下に「、電子申請システムその他の業務システム」を加える。

第二章第七節第七十二条の二を第七十二条の三とし、第七十二条の次に次の一条を加える。

(電子申請システムその他の業務システムによる施行)

第七十二条の二 電子申請システム(電子情報処理組織を使用して県の機関に係る申請、届出その他の手続等を行うためのシステムで、総務部行政企画課電子自治体推進室長が管理する電子申請システムをいう。)その他の業務システムにより電子文書を施行したとき





に改める。

第二号様式中

を	を	を
---	---	---

を

--	--	--

に、

	を
--	---

を

--	--

に、


を  
に改める。

を  
に改める。

第三号様式を削る。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第九号

大分県立学校職員服務規程（昭和五十五年大分県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和三年四月一日

大分県教育委員会

本 県 立 学 校 庁

第八条第一項中「総務事務システム」の下に「等」を加え、同条第二項を削る。

第五号様式中

を

に改める。

第六号様式を次のように改める。

淵の加藤斗 吾

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第十号

大分県教育庁等職員安全衛生管理規程（平成十四年大分県教育委員会訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

令和三年四月一日

大分県教育委員会

第二条第二号中「教育事務所」の下に「、組織規則第十六条の二に規定する高等特別支援学校開校準備室」を加え、同条第三号中「及び所長」を「、所長及び室長」に改める。

第九条第一項中「及び所」を「、所及び室」に改める。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第十一号

大分県立学校事務決裁規程（平成十三年大分県教育委員会訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

令和三年四月一日

大分県教育委員会

第二条第五号中「及び」を「並びに」に改め、「所」の下に「及び室」を加える。

第四条中「又は所長」を「、所長又は室長」に改める。

別表第二の二十九の項中第四十五号を第四十六号とし、第五号から第四十四号までを一号

ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 施行規則第十条の二の二の規定に基づき、教育委員会の許可を得て、勤務時間、勤務日及び週休日の割振りを変更すること。

校長

別表第三の六の項を次のように改める。

六 別表第二の二十九の項の第十一号、第十三号、第十五号、第十七号、第十八号、第二十号、第二十九号、第三十三号、第三十五号から第三十七号まで及び第四十三号に定める事項

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

## ○教育長訓令甲

大分県教育委員会教育長訓令甲第一号

教 育 事 務 所

高等特別支援学校開校準備室

教 育 機 関

大分県教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程（昭和四十四年大分県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和三年四月一日

大 分 県 教 育 委 員 会 教 育 長

第二条第一項中「教育事務所の長」の下に「、第十六条の二に定める高等特別支援学校開校準備室の長（以下「高等特別支援学校開校準備室の長」という。）を、「別表第一」の下に「（高等特別支援学校開校準備室の長にあつては、三の項に掲げる事務を除く。）を加える。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

令和三年四月一日

大分県報号外（教育委訓令甲・教育長訓令甲）